

○ 財務省告示第五十五号
出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九
十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨
幣換算率を定める等の件（令和八年一月財務省告
示第十一号）の一部を次のように改正し、令和八
年四月一日から適用する。
令和八年三月六日
財務大臣 片山さつき
本邦通貨一円を「一〇〇シリア・ポンドにつき
き本邦通貨一二五円」に改める。